

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.20（令和8年1月号）

令和8年1月9日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 令和7年12月26日 厚生労働省告示第324号（令和8年5月1日適用）
 - 令和7年12月26日 保医発1226第2号（令和8年1月1日適用）
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。（<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>）
- 以下の通知が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「医療機器の保険適用について」（令和7年12月26日保医発1226第1号）
 - ※ 決定区分C1として、暫定価格（173,000円）で当該通知に掲載されたもの（販売名：カンシヤス）については、令和8年1月1日から同年2月28日までに行われた療養は、暫定価格を適用し、同年3月1日以降は、新たに設定する機能区分及び保険償還価格が適用される。なお、令和8年3月1日以降に適用される機能区分、保険償還価格等詳細については、別途通知される。

【『医科点数表の解釈（令和6年6月版）』ウェブコンテンツ】

（https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaisaku/）

- ◆ 施設基準（基本・特掲）等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
1097	一	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 8) (最終改正；令 7.11.28 保医発 1128 2) 〔黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み〕	(令 6. 3. 5 保医発 0305 8) (最終改正；令 7.12.26 保医発 1226 2)
1106 ～ 1107	右	◆ 「150 ヒト自家移植組織」の「(4) 自家培養軟骨」の「ア」を以下のように改める。 ア 以下のいずれかの患者に実施した場合に限り算定できる。 a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm ² 以上の軟骨欠損部位を有する患者 b 変形性膝関節症で、運動療法等の保存療法により臨床症状が改善せず、かつ、軟骨欠損面積が2cm ² 以上の軟骨欠損部位を有する患者		
1107	左	◆ 「150 ヒト自家移植組織」の「(4) 自家培養軟骨」に「オ」を追加。 オ ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）を変形性膝関節症の患者に対して使用する場合には、日本整形外科学会の定める「ヒト（自己）軟骨由来組織の変形性膝関節症に対する適正使用指針」を遵守すること。		
1107	左	上から13行目	ii 変形性膝関節症との鑑別点に関する事項	ii 外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎と変形性膝関節症との鑑別点に関する事項
1194	一	上から4行目	(最終改正；令和7年10月22日 厚生労働省告示第286号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 18にて改正済み〕	(最終改正；令和7年12月26日 厚生労働省告示第324号)
1194	右	下から23～22行目	第23条の2の5第15項	第23条の2の5第13項 【令和8年5月1日適用】
1201	一	上から3行目	(最終改正；令和6年11月29日 厚生労働省告示第353号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み〕	(最終改正；令和7年12月26日 厚生労働省告示第324号)
1201	右	上から18行目	第14条第15項	第14条第13項 【令和8年5月1日適用】
1201	右	下から7行目	第23条の2の5第15項	第23条の2の5第13項 【令和8年5月1日適用】
1202	左	上から30行目	第23条の25第11項	第23条の25第13項 【令和8年5月1日適用】
1202	右	上から10～11行目	第23条の2の5第15項	第23条の2の5第13項 【令和8年5月1日適用】

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。